

福岡労収安第33号  
平成14年4月1日

各公共職業安定所長 殿

福岡労働局長

(公印省略)(職業安定部職業対策課雇用指導係)

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置  
に関する法律の失効後における対応等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成13年度末をもって失効し、同法に基づく経過措置対象事業である職業安定促進講習事業、あるいは、同和関係住民であることに配慮して行なってきた特別対策は終了したところである。

しかしながら、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等に対する雇用の促進と職業の安定を図るための施策が終了したことを意味するものではなく、平成14年度以降においては、同和関係住民に対象を限定しない一般対策に一定の工夫を加え対応することとなる。

ついては、今般、標記について、厚生労働省職業安定局長から別添のとおり通達されたので、業務の取り扱いについては遺漏のないよう御了知願いたい。

なお、別添通達記の1から9の関係通達については、下記のとおり取り扱っていることを申し添える。

記

- 1 「同和対策対象地域住民に対する職業安定促進講習の実施について(昭和53年11月21日付け職発第438号)」については、昭和54年3月23日付け53安第2164号により移達済みであること。
- 2 「職業安定行政に係る地域改善対策特例事業等の推進について(平成4年3月31日付け職発第183号)」については、平成4年5月18日付け4安第456号により移達済みであること。

- 3 「職業安定行政に係る地域改善対策経過措置対象事業の推進について（平成9年3月31日付け第229号）」については、平成12年3月31日付け11安第2211号により移達済みであること。
- 4 「職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の一般対策への円滑な移行について（平成9年3月31日付け職発第230号）」については、平成12年3月31日付け11安第2212号により移達済みであること。
- 5 「改正雇用保険法に基づく業務取扱要領（適用・給付関係）（平成13年2月16日付け職発第61号）」については、平成13年3月6日付け福岡労収安第16号により移達済みであること。
- 6 「業務取扱要領（雇用保険給付関係）（平成12年4月1日付け職発第237号）」については、平成12年4月18日付け福岡労収安第27号により移達済みであること。
- 7 「45歳以上の求職者等」の範囲について（昭和50年4月1日付け職発第130号）」については、昭和50年4月25日付け50安第258号により移達済みであること。
- 8 「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の施行について（昭和46年9月17日付け職発第328号）」については、昭和46年10月1日付け46安第1686号により移達済みであること。
- 9 「ウタリ地区住民に対する就職援護措置等の実施について（昭和50年7月1日付け職発第302号）」については、各公共職業安定所へは移達していないこと。

平成14年4月1日

各公共職業安定所長 殿

福岡労働局職業安定部

職業安定課長

(雇用保険係)

職業対策課長

(雇用指導係)

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の  
失効後における就職困難者の厳正な確認等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号。以下「地対財特法」という。）の失効後における職業安定行政の対応等については、平成14年4月1日付け福岡労収安第33号「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等について」により通知され、また、これに関連して関係通達の改廃及び一般対策の活用に当たっての留意事項については、平成14年4月1日付け福岡労安収第61号「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係る留意事項等について」により通知されたところです。

このため、地対財特法失効後における施策は、「教育・就労環境等の理由により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの」に対する施策へと改められたところですが、これらの通達の趣旨を踏まえ、施策の対象となる就職困難者の厳正な確認等については、隣保館と連携を図りながら、下記のとおりとしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 就職困難者の判断基準

次の(1)から(3)のいずれにも該当することを要件とするが、(3)のイからニのいずれかに該当しない場合であっても、一概には就職が困難ではないといえない場合もあるので、総合的に勘案して判断すること。なお、別添のとおり雇用保険関係及び職業転換給付金関係の「就職困難者総合判定票」をそれぞれ別葉に作成したので、審査会議等の判断資料として活用すること。

(1) 隣保館等での相談実績がある者

隣保館等における生活上の各種相談の過程において、公共職業安定所（以下「安定所」という。）で専門的かつ総合的な職業相談、職業指導等を受けるよう助言指導を受けた者であること。

(2) 35歳以上の者

援護措置の基準日において35歳以上の者であること。

具体的には、雇用保険所定給付日数の上乘せについては、受給資格決定に係る離職時の年齢が、常用就職支度金の支給については就職日の年齢が、また、職業訓練の受講指示を行う場合には、指示日の年齢が35歳以上であること。

(3) 就職が著しく困難であると認められる者

イ 高学歴でない者

高等学校卒業後に、専修学校、短期大学又は大学に進学し卒業した者については、一定の学力を有するため就職困難者には該当しないこととする。

ロ 前勤務先の企業が大企業ではない者

求職の申込み前1年の間に勤務していた事業所等が、大企業（常用労働者数300人以上の企業をいう。）又は地方公共団体の外郭団体である場合には、一定の職業能力を有することが推測されるため、就職困難者には該当しないこととする。

ハ 雇用期間が10年以上でない者

求職の申込み前1年の間に常用労働者として、一の事業所に継続して10年以上雇用された者については、その間に一定の職業能力が付与されたものと推測されるため、就職困難者には該当しないこととする。

ニ 専門的職業の技能・資格を有しない者

看護師、介護福祉士等の専門的な資格を有する者については、求人状況からみて就職に結びつき易く就職困難者には該当しないこととする。

2 援護措置の内容

(1) 雇用保険所定給付日数の上乘せ

平成12年4月18日付け福岡労収安第27号「業務取扱要領（雇用保険給付関係）」の一部が改正され、50304の口の（二）中「a 同和関係住民」が削除され、「その他教育・就労環境等により安定所長が就職が困難であると認める者であって、35歳以上のもの」が追加されたところである。

このため、上記1により就職が困難であると判断された場合には、さらに、当該受給資格者の「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲」を確認した上で、雇用保険所定給付日数の上乘せの可否について決定することとし、具体的には、認定日を含め2週間に1回程度の定期職業相談日を定め、当該相談日における職業相談を2ヶ月から3ヶ月程度実施した上で判断することとする。

なお、正当な理由がなく定期職業相談日に出頭しない者、あるいは、安定所が行う職業相談、職業指導に応じない者等については、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の施行通達（昭和46年10月1日付け46安第1686号）」の第3の1の（2）の口に準じ、その意欲を有しない者と認めて差し支えない。

(2) 雇用保険の常用就職支度金

「業務取扱要領（雇用保険給付関係）」の一部が改正され、57351のへ中「(ト) 同和関係住民」が削除され、「その他教育・就労環境等により安定所長が就職が困難であると認める者であって、35歳以上のもの」が追加されたところである。しかしながら、本年度以降は基本的に一般対策における工夫は行わない方針とされており、常用就職支度金に関する法令等の整備が行われるまでの当分の間において対応することとなる。

ただし、本措置については、あえて周知する必要はなく、申請があった場合について対応することとする。

### (3) 職業転換給付金の支給

雇用対策法施行規則第1条第1項第8号イ(1)から(4)のいずれにも該当する求職者を職業転換給付金の支給対象者としているところであり、昭和50年4月25日付け50安第258号「45歳以上の求職者等」の範囲について(以下「職業安定局長通達」という。)により対象となる求職者を具体的に定めているところである。

職業安定局長通達記のイの(二)中「同和関係住民並びにウタリ地区住民」を「アイヌ地区住民及びその他教育・就労環境等により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの」に改められたが、この具体的な判断は上記1と同様に取り扱うこととする。

なお、職業安定局長通達記ロ(イ)から(ハ)については、従前の取り扱いによることとするが、これに加えて次の①及び②の確認を行うこととする。

#### ① 職業安定局長通達記ロ(イ)の「常用労働者として雇用されることを希望し、誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められる者」の確認

就労意欲を確認するために、少なくとも2週間に1回程度の定期職業相談日を設けることとし、定期職業相談日における職業相談・紹介等を実施したにもかかわらず、求職の申込みから2ヶ月から3ヶ月程度経過してもなお就職できない者である場合はこれに該当すること。

#### ② 職業安定局長通達記ロ(ロ)の「安定した職業に就いていない者」の確認

長期にわたって職歴がない者については、求職申込みまでの間の生活状況を確認し、仮に生活保護法による生活扶助を受けていることが判明した場合には、制度の趣旨を説明の上、本人の就労意欲を改めて確認することとする。

### (4) 公共職業訓練の受講推薦に係る取扱い

上記1の(1)及び(3)により、教育・就労環境等により就職が著しく困難であると認められるが、年齢が35歳未満の者について、公共職業安定所長が職業に就くために公共職業訓練の受講が必要であると認められる場合にあつては、受講推薦制度を活用することとする。

この場合、職業転換給付金の支給要件に準じ、所得要件等の確認を行うこととする。

なお、雇用保険受給資格者であつて、上記1の(1)及び(3)に該当する35歳未満の者の場合については、雇用保険法により受講指示することとして差し支えない。

(雇用保険関係)

整理番号 14-

就職困難者総合判定票

氏名	
----	--

確認事項	判定	
	あり	なし
① 隣保館等での相談実績	あり	なし
② 離職日における年齢	35歳以上	35歳未満
③ 就職が著しく困難であると認められる者 (イからニの総合判断)	該当	非該当
イ 高学歴でない者 (高校卒業後に大学等を卒業した者ではないこと)	該当	非該当
ロ 前勤務先の企業規模が大企業ではない者 (常用労働者数が300人未満の企業等であること)	該当	非該当
ハ 雇用期間が10年以上でない者 (一の事業所に継続して雇用された期間が10年以上でないこと)	該当	非該当
ニ 専門的職業の技能・資格を有しない者 (求人状況からみて就職に結びつく資格であるか判断すること)	該当	非該当
④ 就労意欲 (2ヶ月から3ヶ月程度職業相談の実施結果により判断)	あり	なし

(判定年月日) 平成 年 月 日	(判定結果) 上記のものを下記理由により就職困難者と認める・認められない。
(判定理由)	

上記の者に必要な援護措置	雇用保険所定給付日数の上乗せ
	常用就職支度金の支給

就職困難者総合判定票

氏名	
----	--

確認事項	判定	
	該当	非該当
(1) 教育・就労環境等による就職困難者 (①から③の総合判断)	該当	非該当
① 隣保館等での相談実績	あり	なし
② 援護措置時における年齢	35歳以上	35歳未満
③ 就職が著しく困難であると認められる者 (イからニの総合判断)	該当	非該当
イ 高学歴でない者	該当	非該当
ロ 前勤務先の企業規模が大企業等ではない者	該当	非該当
ハ 雇用期間が10年以上でない者	該当	非該当
ニ 専門的職業の技能・資格を有しない者	該当	非該当
(2) 常用雇用の希望・就職活動の意欲 (2ヶ月から3ヶ月程度職業相談の実施結果により判断)	あり	なし
(3) 安定した職業に就いていない者	該当	非該当
(4) 職業安定局長が定める所得要件	該当	非該当

(判定年月日) 平成 年 月 日	(判定結果) 上記のものを下記理由により就職困難者と認める・認められない。 (判定理由)
---------------------	--

上記の者に必要な援護措置	公共職業訓練の受講指示・受講推薦
	中高年齢失業者等求職者手帳の発給
	その他の援護措置 ( )

事務連絡  
平成14年4月1日

各公共職業安定所長 殿  
(就職困難者等雇用対策担当統括)

福岡労働局職業安定部職業対策課  
雇用指導係長

就職困難者の確認に係る相談票について

就職困難者等雇用対策関係業務の運営につきましては、日頃から格別のご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、平成14年4月1日付け福岡労安収第61号「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等に係る留意事項等について」により移達したところですが、別添相談票については下記によることといたしますので取り扱いについて御配慮をお願いいたします。

記

地对財特法失効後における施策の対象となる就職困難者の判断基準につきましては、平成14年4月1日付け事務連絡「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における就職困難者の厳正な確認等について」により示されているところですが、1の(3)のロにより大企業を常用労働者数300人以上としているため、通達の別添相談票の職歴欄(注1)のロ及びハにつきましては100人を300人と読み替えることといたします。

なお、読み替え後の様式を参考までに添付しておりますが、必要に応じて様式を作成のうえ使用しても差し支えないものといたします。

そうだんひょう



相 談 票

ふりがな 氏 名	年 月 日生(満 歳)
ふりがな 現住所 〒	電 話

○ 学 歴 (できるだけ詳細に記入してください。最終学歴については学校名を必ず記入してください。)

年	月	学 歴

○ 職 歴 (最近のものから記入してください。)

年	月	事業所名	主な仕事	企業規模(注1)	雇用形態(注2)
				イ ロ ハ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ	イ ロ ハ

(注1) イ (30人未満)、ロ (30人以上300人未満)、ハ (300人以上) のうち該当するものを○で囲む

(注2) イ (常用雇用)、ロ (臨時・季節)、ハ (日雇) のうち該当するものを○で囲む

○ 隣保館等における相談の概要(最近のものから記入してください。)

相談年月日	相談に行った隣保館等名	担当者名	相談の内容(具体的に)